

# 岐阜県公報

第二千二百二十四号  
平成二十二年二月十九日

(金曜日)

## 目次

### 告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 一一七ページ

指定介護機関の廃止の届出

(同) 一一一

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 一一二

林業用種苗生産事業者の登録の失効

(林政課) 一一三

平成二十一年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等

(同) 一一四

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一一四

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 一一七

道路の区域変更

(道路維持課) 一一七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 一一八

基本測量の終了

(用地課) 一一九

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 一二九

### 公示

### 岐阜県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 告示





サンラインメディカル株式会社	安八郡輪之内町楡保六 六六二	居宅療養 管理指導	ライン調剤薬局大井店	大垣市大井二 四四	同
サンラインメディカル株式会社	安八郡輪之内町楡保六 六六二	介護予防 居宅療養 管理指導	ライン調剤薬局大井店	大垣市大井二 四四	同
医療法人東山会	羽島市竹鼻町梅ヶ枝町 三七〇一	介護老人 保健施設	介護老人保健施設夕霧	羽島市竹鼻町梅ヶ枝町 三七〇一	同
医療法人信久会	大垣市大井二 四四	訪問看護	むらいクリニック	大垣市大井二 四四	同
医療法人信久会	大垣市大井二 四四	介護予防 訪問看護	むらいクリニック	大垣市大井二 四四	同
医療法人信久会	大垣市大井二 四四	居宅療養 管理指導	むらいクリニック	大垣市大井二 四四	同
医療法人信久会	大垣市大井二 四四	介護予防 居宅療養 管理指導	むらいクリニック	大垣市大井二 四四	同
株式会社ケアメイト中部	多治見市音羽町四七 二YU K I N E O 音羽ビル三F	訪問看護	訪問看護ケアメイト岐阜	羽島郡笠松町美笠通一 一四二	同
株式会社ケアメイト中部	多治見市音羽町四七 二YU K I N E O 音羽ビル三F	訪問看護	訪問看護ケアメイト岐阜	羽島郡笠松町美笠通一 一四二	同
有限会社ラック・ライフ	瑞穂市本田一五〇〇	通所介護	デイホームきらく	瑞穂市只越三〇二一	同
有限会社ラック・ライフ	瑞穂市本田一五〇〇	介護予防 通所介護	デイホームきらく	瑞穂市只越三〇二一	同
有限会社ラック・ライフ	瑞穂市本田一五〇〇	居宅介護 支援事業	在宅介護支援相談所「喜楽」	瑞穂市只越三〇二一	同
有限会社ラック・ライフ	瑞穂市本田一五〇〇	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム喜楽	瑞穂市只越三〇二一	同
有限会社ラック・ライフ	瑞穂市本田一五〇〇	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム喜楽	瑞穂市只越三〇二一	同
有限会社ひまわり	多治見市小名田町六 九五	介護予防 通所介護	有限会社ひまわりデイサー ビス	多治見市虎溪山町五 三〇一五	同

有限会社シラコンパレー  
加茂郡白川町河岐七一  
九番地  
認知症対応型共同生活介護  
グループホーム両神  
加茂郡白川町河岐七一  
一番地  
同

有限会社シラコンパレー  
加茂郡白川町河岐七一  
九番地  
認知症対応型共同生活介護  
グループホーム両神  
加茂郡白川町河岐七一  
一番地  
同

美濃 加茂市長  
美濃加茂市太田町三四  
三一一  
地域包括支援センター  
美濃加茂市地域包括支援センター  
美濃加茂市太田町一九  
〇〇番地  
同

社会福祉法人暖家  
各務原市須衛町一  
三三二  
通所介護  
デイサービスCom・Do  
各務原市鷺沼各務原町  
四三三八  
同

社会福祉法人暖家  
各務原市須衛町一  
三三二  
通所介護  
デイサービスCom・Do  
各務原市鷺沼各務原町  
四三三八  
同

岐阜県告示第四百号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。  
平成二十二年二月十九日  
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地  
サービスの種類  
指定居宅介護事業所等の名称  
指定居宅介護事業所等の所在地  
廃止年月日

株式会社ニチイ学館  
東京都千代田区神田駿河台二九  
居宅介護  
アイリスケアセンター高山  
高山市花岡町二五五  
九飛驒ビル四F  
平成二・九・一

医療法人仁寿会  
多治見市十九田町一  
一三三  
居宅介護  
医療法人仁寿会 居宅介護  
支援事業所アクシス  
多治見市十九田町一  
一三三  
同 九・一四

株式会社ニチイケア岐阜  
東京都港区六本木六一〇  
訪問介護  
ニチイケアセンター西濃  
大垣市橋町二九一  
同 二〇・一

株式会社ニチイケア岐阜  
東京都港区六本木六一〇  
訪問介護  
ニチイケアセンター西濃  
大垣市橋町二九一  
同 同

株式会社ニチイケア岐阜  
東京都港区六本木六一〇  
訪問介護  
ニチイケアセンター太平町  
多治見市太平町一七  
同 同

株式会社ニチイケア岐阜  
東京都港区六本木六一〇  
訪問介護  
ニチイケアセンター太平町  
多治見市太平町一七  
同 同

株式会社ニチイケア岐阜 一〇一	東京都港区六本木六	訪問介護	ニチイケアセンター可茂	可児市下恵土二九九六番地	同
株式会社ニチイケア岐阜 一〇一	東京都港区六本木六	介護予防 訪問介護	ニチイケアセンター可茂	可児市下恵土二九九六番地	同
株式会社ニチイケア岐阜	東京都千代田区神田駿河台二九	小規模多 機能型居 宅介護	ニチイのやわらぎ本巢	本巢市曾井中島字東川原六六五五	同
株式会社ニチイケア岐阜	東京都千代田区神田駿河台二九	小規模多 機能型居 宅介護	ニチイのやわらぎ大垣墨俣	大垣市墨俣町墨俣四五二番地	同
有限会社ラック・ライフ	瑞穂市本田一五〇〇	認知症対 応型共同 生活介護	グループホーム喜楽	瑞穂市別府七五一	同
有限会社ラック・ライフ	瑞穂市本田一五〇〇	居宅介護 支援事業	在宅介護支援相談所「喜楽」	瑞穂市別府七五一	同
社会福祉法人 美濃加茂市 社会福祉協議会	美濃加茂市新池町三 四一	地域包括 支援セン ター	美濃加茂市西部地域包括支 援センター	美濃加茂市太田町一九〇番地	同
社会福祉法人 慈恵会	美濃加茂市下米田町東 柄井八一二	地域包括 支援セン ター	美濃加茂市東部地域包括支 援センター	美濃加茂市太田町一九〇番地	同

岐阜県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービス の種類	指定居宅介護事業所等の名 称	指定居宅介護事業所等 の所在地	変更年月日
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	認知症対 応型共同 生活介護	新 愛の家グループホーム すのまた	大垣市墨俣町大字上宿 五七一	平成二二・九・一
			旧 グループホーム「憩い の里」すのまた		

岐阜県告示第百六号  
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産  
 事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	新 愛の家グル ープホーム すのまた	大垣市墨 俣町大字 上宿五七 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	旧 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	新 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	旧 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	新 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	旧 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	新 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	旧 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	新 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同
メデイカル・ケア・サービ ス東海株式会社	大垣市宝和町一五番地	介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	旧 愛の家グル ープホーム たけはな	羽島市竹 鼻町狐六 字下ノ城 西一八三 一	同

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号 一三二二	氏名又は 名称 恵那市森 林組合	住 所 恵那市長 島町正家 一丁目一	生産事業の内容(印該当)	種 穂 苗木	採取 精選	成の幼 育の苗 成外幼 の育の苗	事業所 の名称 住所に同 じ	事業所 所在地
--------------	---------------------------	--------------------------------	--------------	--------------	----------	---------------------------	-------------------------	------------

岐阜県告示第百七号

県が生産した平成二十一年度産林業用配付種苗の種類、予定数量、価格等を次のとおり定めたので、林業用種苗配付規則(昭和二十四年岐阜県規則第六号)第三条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

林業用種子

種 類	樹 種	予定数量(キログラム)	一キログラム当たりの税込み 価格(円)
育 種 種 子	す の ぎ	五・一〇〇	二二、六一六
同	あ か ま つ	六二・〇〇〇	二二、六一六
同	ひ の き	〇〇・一〇〇	二二、六一六
同	く ろ ま つ	〇〇・一〇〇	二二、六一六

岐阜県告示第百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
岐阜市大字安食字志良古二六の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市長島町正家字鍋山二の六九、二の七〇、上矢作町字奥達原一七二の四〇八、字高井戸一三〇の一、一三〇四、一三〇六の六五、一三〇六の六六、一三二七の二

の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
恵那市上矢作町字奥達原一七二の五六五

二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

山県市葛原字尾並海津二七三の一、二七二四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町数河字神田野七一〇の三・字出ヶ谷九四四の二・九五三の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市古川町数河字種村山二九七の一、二九七の二、二九八の一、字神田野七一〇の一、字出ヶ谷九五二の一、九五三の一、一〇一九の一、一〇二〇の一、一〇二〇の二、一〇二〇の三、一〇二〇の四、一〇二二の一、一〇二二の二、一〇二二の三、一〇二二の四、一〇二八、一〇二九の一から一〇二九の四まで、古川町寺地字下ノ平八二二の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町跡津字河戸洞一四七一、一四七二、一四八二、一四八四、一四八五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

瑞浪市陶町水上字入ヶ洞三二一の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考
一般国道	二百四十号	関市米町三丁目二〇番地先から	同市同町同	二二二番	一五〇	二五〇	ル	二五〇	ル	二五〇	一四〇	重と十道一用一八四般国部号百

岐阜県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考
県道	関美濃線	関市緑町二丁目三三番地先から	同市米町三丁目一〇八番地先まで	二二二番	一五〇	二五〇	ル	二五〇	ル	二五〇	一四〇	重と十道一用一八四般国部号百

岐阜県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	神岡線 河合線	飛騨市河合町天生字小沢 上六三一番四六地先地内	前 後	一六・〇 （七・四）	一六・三 （七・二）	

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年二月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社鈴茂商事

三 建物の名称及び所在地

パロー正家店

恵那市長島町正家字赤田三六番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時三〇分から午後九時四五分まで

（変更後）午前九時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時から午後十時

（変更後）午前八時三〇分から午後九時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年二月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社鈴茂商事

三 建物の名称及び所在地

パロ―正家店

恵那市長島町正家字赤田三六六番一 外

四 変更した事項

建物設置者の所在地

(変更前) 長野県飯田市鼎名古熊二〇九四番地一

(変更後) 長野県飯田市鼎西鼎六一三番地三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年二月十九日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局恵那事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年二月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社鈴茂商事

三 建物の名称及び所在地

パロ―中津川店

中津川市八幡町二〇八二番地一

四 変更した事項

建物設置者の所在地

(変更前) 長野県飯田市鼎名古熊二〇九四番地一

(変更後) 長野県飯田市鼎西鼎六一三番地三

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(精密測地網高精度三次元測量作業)

三 作業期間

平成二十一年五月十一日から

同 二十二年一月二十二日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、高山市、関市、美濃市、瑞穂市、飛驒市、郡上市、下呂市、不破郡垂井町及び関ヶ原町並びに加茂郡富加町

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

